⒀　特定診療費

入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

⒁　サービス提供体制強化加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入所者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ　18単位
㈡　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ　12単位
㈢　サービス提供体制強化加算(Ⅱ)　６単位
㈣　サービス提供体制強化加算(Ⅲ)　６単位

⒂　介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年３月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

㈠　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　⑴から⒁までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数
㈡　介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　⑴から⒁までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
㈢　介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　㈡により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
㈣　介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　㈡により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

○厚生労働省告示第七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月十九日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表を次のように改める。

別表

指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

１　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

イ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)（１月につき）

⑴　訪問看護サービスを行わない場合

㈠　要介護１　5,658単位
㈡　要介護２　10,100単位
㈢　要介護３　16,769単位
㈣　要介護４　21,212単位
㈤　要介護５　25,654単位

⑵　訪問看護サービスを行う場合

㈠　要介護１　8,255単位
㈡　要介護２　12,897単位
㈢　要介護３　19,686単位
㈣　要介護４　24,268単位
㈤　要介護５　29,399単位

ロ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)（１月につき）

⑴　要介護１　5,658単位
⑵　要介護２　10,100単位
⑶　要介護３　16,769単位
⑷　要介護４　21,212単位
⑸　要介護５　25,654単位

注１　イ⑴については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第３条の２に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。）を行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第３条の４に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者（同条に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下同じ。）が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準第３条の41に規定する連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。）を除く。以下この注及び注２において同じ。）を行った場合（訪問看護サービス（指定地域密着型サービス基準第３条の３第４号に規定する訪問看護サービスをいう。以下この号において同じ。）を行った場合を除く。）に、利用者の要介護状態区分に応じて、１月につきそれぞれ所定単位数を算定する。

２　イ⑵については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。）に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合（訪問看護サービスを行った場合に限る。）に、利用者の要介護状態区分に応じて、１月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、准看護師が訪問看護サービスを行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定する。

３　ロについては、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準第３条の41第１項に規定する連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。）を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、１月につきそれぞれ所定単位数を算定する。

４　通所介護、通所リハビリテーション又は認知症対応型通所介護（以下「通所介護等」という。）を受けている利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、通所介護等を利用した日数に、１日当たり次に掲げる単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算する。

①　イ⑴又はロの所定単位数を算定する場合

⑴　要介護１　62単位
⑵　要介護２　111単位
⑶　要介護３　184単位
⑷　要介護４　233単位
⑸　要介護５　281単位

②　イ⑵の所定単位数を算定する場合

⑴　要介護１　91単位
⑵　要介護２　141単位